

## 船舶事故調査報告書

平成25年10月31日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年6月30日（日） 07時00分ごろ
発生場所	長崎県松浦市鷹島南西方沖 松浦市所在の魚固島灯台から真方位199° 1,800m付近 （概位 北緯33° 24.5′ 東経129° 42.2′）
事故調査の経過	平成25年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 男海、16トン NS2-13602（漁船登録番号）、株式会社カイユウ 16.50m（Lr）×3.85m×1.45m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数150、昭和60年9月27日 B モーターボート ひぜん、1.3トン 290-42655佐賀、個人所有 6.72m（Lr）×2.16m×0.59m、FRP ディーゼル機関、58.84kW、平成5年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年3月17日 免許証交付日 平成24年10月2日 （平成30年3月16日まで有効） 甲板員A <sub>1</sub> 男性 30歳 操縦免許 なし B 船長B 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年6月9日 免許証交付日 平成24年6月20日 （平成30年6月8日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 船首部及び船首船底部に擦過傷 B 全損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A、甲板員A<sub>1</sub>及び甲板員A<sub>2</sub>が乗り組み、甲板員A<sub>1</sub>が操舵室の椅子に腰を掛けて船橋当直に当たり、1海里レンジとしたレーダーを作動させ、鷹島南西方沖を約11ノットの速力で自動操舵により、松浦市調川港<sup>つきのかわ</sup>に向けて南南東進した。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、見張りをしながら、左隣に立っていた甲板員A<sub>2</sub>に顔を向けて約2～3分間、雑談をしていたところ、平成25年6月30日07時00分ごろ、鷹島南西方沖において、A船の船首部とB船とが衝突した。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、波が船体にぶつかったような音がして衝撃を感じた次の瞬間、A船の左舷前部に船尾が圧着されて押し出される態勢となったB船を認め、とっさに機関の回転数を下げてクラッチを中立にした後、操舵室後方の仮眠スペースで仮眠をとっていた船長Aに衝突したことを報告し、操船を引き継いだ。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、06時45分ごろ、鷹島南西方沖の釣り場に到着し、黒球を掲げて錨泊した。</p> <p>船長Bは、周囲を見渡して接近する船舶がないことを確かめた後、船首が南東方に向いたB船の中央部に座り、右舷方に釣り竿<sup>さお</sup>を出して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、釣りを始めて間もなく、雨が降り出したので、合羽を取り出して膨脹式救命胴衣の上から着用し、再び腰を下ろしたとき、後方から機関音が聞こえ、振り向いたところ、A船がB船の後方100m付近まで接近していることに気付いた。</p> <p>船長Bは、立ち上がり、両手を振って「おーい、おーい」と叫んだが、更に接近するA船との衝突の危険を感じてB船の右舷方から海に飛び込んだところ、両船が衝突した。</p> <p>船長Aは、甲板員A<sub>1</sub>及び甲板員A<sub>2</sub>に対し、操舵室の外に出てB船の乗組員を確認するように指示したところ、甲板員A<sub>1</sub>が、泳いでいる船長Bを発見したので、位置を報告させながら、A船で接近し、ロープを投げてつかまらせ、引き寄せて船長Bを救助した。</p> <p>船長Bは、海に飛び込んだ後、B船の方を見たが、B船は見当たらず、行きあしを止めたA船が見えた。</p> <p>船長Aは、本事故を目撃し、接近して来た漁船に海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>A船は、松浦市松浦港に入港し、船長Bは、救急車で病院へ搬送された。</p> <p>B船は、巡視艇に定係港の佐賀県唐津市晴気漁港<sup>はれぎ</sup>へえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、まき網船団の灯船兼運搬船であり、甲板員A<sub>1</sub>及び甲板員A<sub>2</sub>は、漁場を発進する前、漁獲物の荷揚げに備えて僚船からA船に</p>

	<p>移乗し、甲板員A<sub>1</sub>は、05時45分ごろ船長Aから船橋当直を引き継いだ。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、時折、レーダーの画面を見ていたが、B船を認めていなかった。</p> <p>甲板員A<sub>2</sub>は、移乗後、操舵室にいた。</p> <p>船長Aは、甲板員A<sub>1</sub>の経験年数が約6年であり、甲板員としての技量を信頼していた。</p> <p>船長Bは、海に飛び込んだ後、履いていたゴム長靴を脱ぎ、合羽の上着のホックを外して救命胴衣を膨脹させようとしたが、うまくいかず、濡れかけた。</p> <p>B船は、レーダーがなかった。</p> <p>本事故当時には、通り雨があった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鷹島南西方沖を南南東進中、船橋当直中の甲板員A<sub>1</sub>が、甲板員A<sub>2</sub>に顔を向けて雑談をし、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鷹島南西方沖において、錨泊して釣り中、船長Bが、B船に向けて接近するA船に気付き、立ち上がって両手を振るなどし、注意喚起を行ったが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、鷹島南西方沖において、A船が南南東進中、B船が錨泊中、船橋当直中の甲板員A<sub>1</sub>が見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 救命胴衣の適切な着用を心掛けること。</li> </ul>